

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月18日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

2月22日16時頃、事務職員が体育館棟2Fの体育館玄関扉が完全に閉まらないことに気づき、管理職と技術員共に現状を確認した。その後、修繕を試みるが職員による復帰は困難と判断し、防犯上の点から教育施設課営繕係への連絡と業者へ状況確認の依頼を行った。

業者は当日の18時30分頃に到着し、原因究明を行った結果、不具合が発生している玄関扉の下部よりネジが飛び出しており、それが地面に引っかかっていたことが原因と判明した。体育館玄関扉は施錠が必須の箇所のため、早急に修繕が必要なことから緊急契約を締結し、修繕を行った。

2 履行（納品）場所

緑区寺山町653-21番地  
横浜市立中山中学校

3 契約日

令和6年2月22日

4 履行日又は履行期間

令和6年2月22日から令和6年3月31日

5 契約金額

33,000円

6 契約の相手方（名称及び所

在）横浜市保土ヶ谷区星川3-  
14-37  
有限会社 大西ガラス

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

体育館玄関扉は施錠が必須のため、緊急契約を結び修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登載されており、本校において過去に施設関係の修繕を依頼した際には良好な実績を残していることから選定しました。

9 所管

横浜市立中山中学校